

第5次
南あわじ市
地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】

令和6年3月

目 次

第 1 章 実行計画の基本事項	1
1 地球温暖化問題	1
2 国際的な動向	1
3 国・県の動向	2
4 南あわじ市の動向	3
第 2 章 第 5 次計画の概要	4
1 法的位置づけ	4
2 計画的な位置づけ	4
3 第 5 次計画の基本的事項	5
第 3 章 温室効果ガス排出状況	7
1 温室効果ガス排出量の推移	7
2 排出源別の温室効果ガス排出量	8
第 4 章 温室効果ガス削減目標	14
1 温室効果ガス削減目標	14
2 対策の導入目標	15
第 5 章 温室効果ガス排出量削減への取り組み	16
1 概要	16
2 具体的取り組み	17
3 新たな取り組みの推進に向けて	27
第 6 章 実行計画の推進	31
1 推進体制	31
第 7 章 計画の点検体制	33
1 概要	33
2 計画の管理手法	35
3 職員に対する研修	35
4 計画進捗状況の公表	35

第1章 実行計画の基本事項

1 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。今後さらに地球温暖化が進めば、私たちの生活に甚大な被害が及ぶ可能性があり、地球温暖化問題は世界規模で取り組むべき課題となっています。

このままでは、これまで築き上げてきた社会資本や生態系全体に深刻な事態を引き起こすことが予想されるため、地球温暖化問題は人類共通の最も重要な環境課題の1つとなっています。未来を担う子どもたちに、美しい地球環境を引き継ぐためにも、今、温暖化防止に向けた行動を実践していくことが求められています。

2 国際的な動向

平成 27（2015）年 9 月に国連において、国際社会が令和 12（2030）年に向けて持続可能な社会の実現のために取り組むべき課題を集大成した新たな国際的な枠組みとして、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。この中では「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）として、17 のゴール及びゴールごとに設定された 169 のターゲットが盛り込まれており、17 のゴールの 1 つに気候変動への具体的な対策が設定されています。



出典：国際連合広報センターHP

図 1-1 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

さらに、平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、令和 2（2020）年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を 2℃未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていくことが明記されました。

また、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と自然による吸収量とのバランスを取る）とする目標を掲げています。

令和元年（2019）年にスペイン・マドリードで開催された国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）では、会議に集まった締約国約 200 カ国によって、パリ協定 6 条（市場メカニズム）について協議されましたが、合意に至らず延期となりました。

3 国・県の動向

パリ協定の採択に伴い、日本では令和 2（2020）年に「2050 年カーボンニュートラル宣言」が発表されました。「2050 年カーボンニュートラル宣言」では、令和 32（2050）年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることが目標とされています。この実現を法律に明記し、脱炭素化に向けた取り組みを加速させるため、日本政府は令和 3（2021）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」を改正しました。その後、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）が閣議決定され、平成 25（2013）年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度までに 50%削減するという目標を設定し、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、公用車の電動化、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達等の措置を講ずることとしています。

兵庫県においても、国の「2050 年カーボンニュートラル宣言」を受け令和 2（2020）年に「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指すことを表明しました。また、「脱炭素社会の実現」を地域から先導していくため、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を令和 4（2022）年 3 月に改定し、令和 12（2030）年度における温室効果ガス削減目標を強化（平成 25（2013）年度比で 48%削減）するなど、再生可能エネルギー導入拡大をはじめ、温暖化対策をさらに推進しています。

4 南あわじ市の動向

南あわじ市では、平成 29（2017）年 1 月に「第 3 次南あわじ市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第 3 次計画」という。）を策定して以降、省エネルギー化をはじめとする地球温暖化対策を計画的に実施してきました。この第 3 次計画が令和 2（2020）年度で計画期間満了となったため、計画の検証・課題を踏まえ、本市では令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間を計画期間とする「第 4 次南あわじ市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第 4 次計画」という。）を策定しました。

しかし、令和 12（2030）年度に向けた国の地球温暖化対策計画の策定や「2050 年カーボンニュートラル宣言」といった地球温暖化対策をめぐる新たな動向を踏まえ、更なる温室効果ガス排出削減を目指すべく、第 4 次計画の計画期間中ではありますが、新たに「第 5 次南あわじ市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「第 5 次計画」という。）の策定に至りました。第 5 次計画では、これまでの検証・課題を踏まえつつ、国・県の動向にも注視しながら脱炭素化を見据え進めていきます。

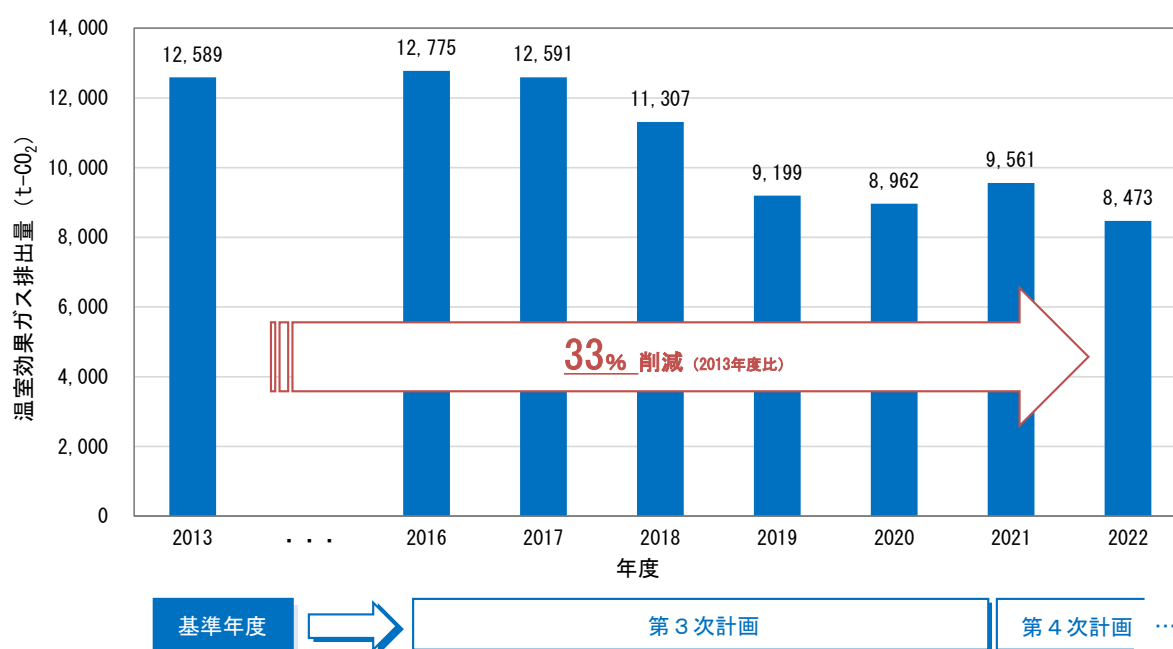


図 1-2 第 3・4 次実行計画の取組結果

第2章 第5次計画の概要

1 法的位置づけ

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条に規定する「地方公共団体実行計画」として、行政の事務事業より排出される温室効果ガスを把握し、排出を抑制することを目的に南あわじ市が策定する計画です。

また、本市の市長部局は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）第7条に規定される「特定事業者」（年度単位のエネルギー総使用量が原油換算で1,500k1を超える事業者）であり、本市の主な温室効果ガス排出要因はエネルギー消費に伴うものであることから、実行計画では省エネルギー化と温室効果ガスの削減を一体的に実施するものとします。

2 計画的位置づけ

本計画は、「南あわじ市総合計画」や「南あわじ市公共施設等総合管理計画」を上位計画として、南あわじ市の環境保全、省エネルギー化による温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化対策を担う計画として位置づけられます。

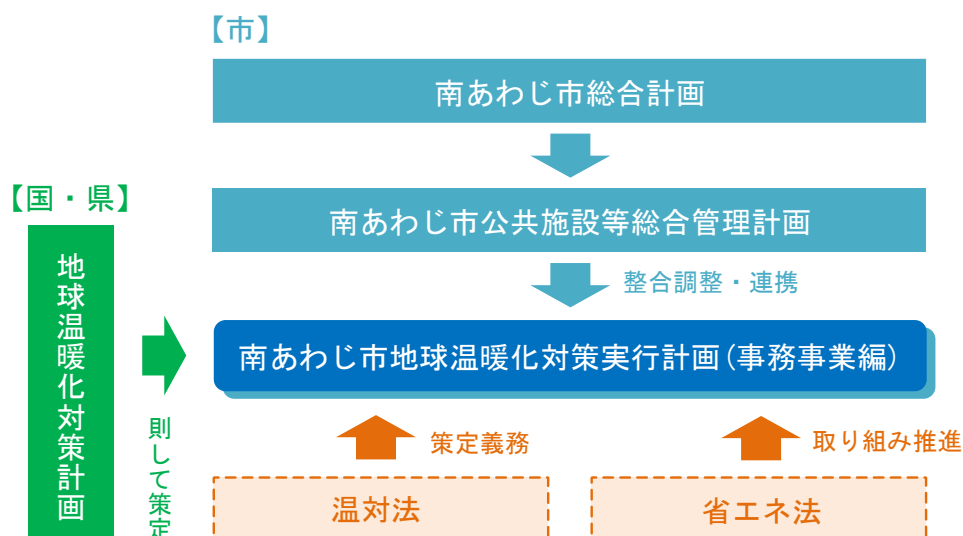


図 2-1 本計画の位置づけ

3 第5次計画の基本的事項

3.1 意義及び目的

第5次計画は、温対法の遵守はもとより、計画運用を着実に実施する「カーボン・マネジメント体制」の構築及び取組の継続的改善、計画の運用を通じた市職員の意識啓発、市民・事業者に対する率先行動、省エネルギー化による経費節減などを目的としています。

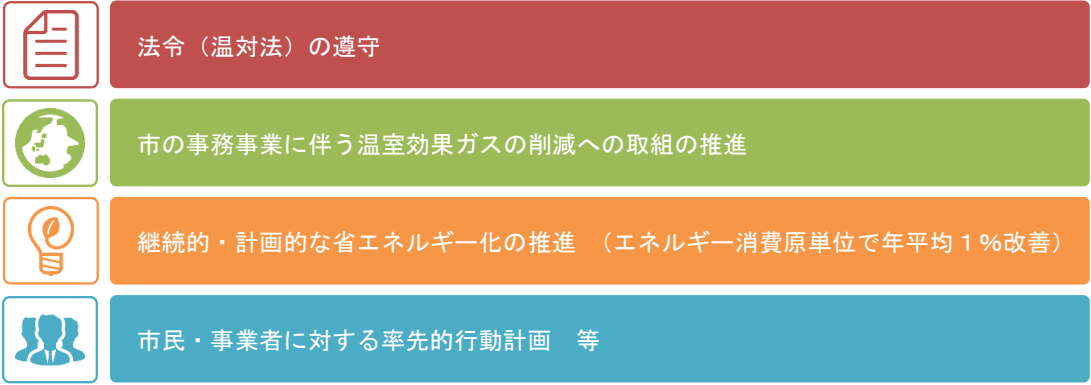


図 2-2 第5次計画の意義・目的

3.2 計画の期間

第5次計画の計画期間は、令和6（2024）年度～令和12（2030）年度の7年間とします。また、計画期間の最終年度である令和12（2030）年度の目標を新たに計画目標と位置づけ、さらに国の「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた長期目標として、令和32（2050）年度までに目指す温室効果ガス排出量の目標を長期目標として位置づけます。また、計画期間中であっても、計画の前提が大きく変わるような国政や社会情勢、法規制等の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の目標や取組等について見直しを行うものとしします。

表 2-1 第5次計画の期間

年度	2013	...	2024	...	2030	...	2050
目標	基準 年度				計画 目標		長期 目標
計画期間			計画期間				

3.3 対象施設

調査対象とする事務・事業は、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き（環境省）に準じて、南あわじ市の直接管理施設及び指定管理施設とします。

3.4 対象ガス

算定対象は、地球温暖化対策推進法が対象とする表 2-2 の温室効果ガスとします。ただし、日本が排出する温室効果ガスのうち、二酸化炭素が全体の約 9 割を占め、また地方公共団体の事務事業においては、二酸化炭素の比率がさらに高まることが予測されること等を勘案し、二酸化炭素排出量の算定をもって 7 ガスの代替とします。

表 2-2 温室効果ガスの種類

ガス種		排出源の例	日本の 温室効果ガス排出構成 ^{※)} 令和 3 (2021) 年度
算定対象	二酸化炭素 (CO ₂)	・ 他人から供給された電気の使用 ・ 燃料の使用 (ガソリン、灯油、重油、都市ガス等)	90.9%
	メタン (CH ₄)	・ 埋立処分した廃棄物の分解 ・ 家畜の飼養・水田の耕作	2.3%
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	・ 耕地 (畑・水田) への化学肥料の使用 ・ 笑気ガス (麻酔剤) の使用	1.7%
	ハイドロフルオロ カーボン類 (HFCs)	・ カーエアコンの使用、廃棄 ・ 噴霧器・消火器の使用、廃棄	4.6%
	パーフルオロ カーボン類 (PFCs)	・ 製品 (鉄道用シリコン整流器等) の廃棄	0.3%
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	・ 電気機械器具の使用、点検、廃棄	0.2%
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	・ 液晶パネル・半導体の製造	0.03%

※) 国立研究開発法人 国立環境研究所「温室効果ガスインベントリ」(下記参照)

四捨五入の関係上、計算が合わない箇所がある

※日本の温室効果ガス排出構成(温室効果ガスインベントリ)

温室効果ガスインベントリとは、温室効果ガスの排出量や吸収量を、排出源・吸収源ごとに示した一覧表のことであり、我が国は京都議定書のもとで自国の温室効果ガスインベントリを作成、公表する義務を負う。

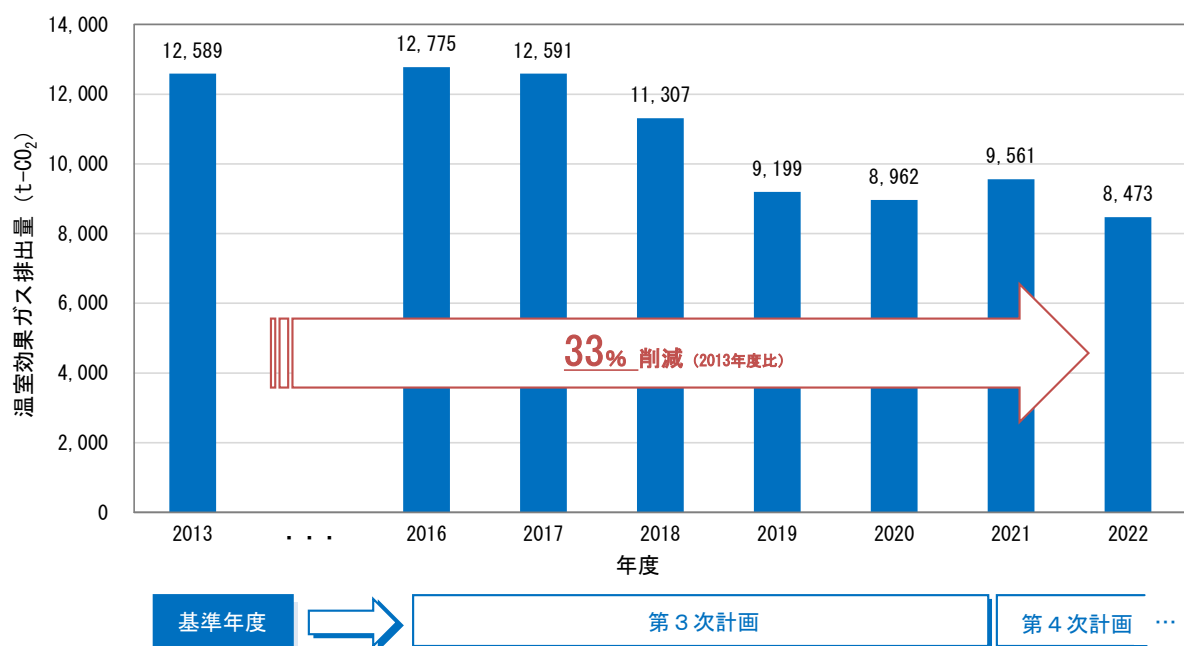
温室効果ガスインベントリオフィスは、我が国の温室効果ガスインベントリ作成や国家インベントリ報告書の作成及びこれに伴う国際対応等を担うために開設された(独)国立環境研究所の下部組織である。

第3章 温室効果ガス排出状況

1 温室効果ガス排出量の推移

令和4(2022)年度における温室効果ガス排出量は約8,473t-CO₂であり、平成25(2013)年度比の削減率は33%となっています。その間、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度では排出量が微増していますが、これは関西電力の二酸化炭素排出係数の増加に起因するものです。なお電気の排出係数は関西電力等の施設毎で契約している電力会社から毎年公表されていますので、該当年度の実績に基づく排出係数で算定しています。

今後も継続的な取り組みにより更なる削減が求められています。



※電気の排出係数は、施設毎で契約している電力会社から毎年公表されている該当年度の実績に基づく係数を使用した。

なお、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（p.72）」に基づき、第5次計画からは前年度の排出係数を使用することで温室効果ガス排出量を算定することとした。

図 3-1 温室効果ガス排出量の推移

表 3-1 温室効果ガス排出量の推移

年度	2013	・・・	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
排出量 (t-CO ₂)	12,589	・・・	12,775	12,591	11,307	9,199	8,962	9,561	8,473
削減率 (2013年度比)	基準年度	・・・	-1%	-0.1%	10%	27%	29%	24%	33%

2 燃料種別の温室効果ガス排出量

2.1 令和4（2022）年度の温室効果ガス排出量

令和4（2022）年度における燃料種別の温室効果ガス排出量は表 3-2 の通りです。南あわじ市の事務事業から排出される温室効果ガスは、電気の使用によるものが約 64%と多くの割合を占めています。今後も、職員一人ひとりが無駄をなくす意識をもち、こまめな節電等の取り組みをより促進していく必要があります。

表 3-2 排出構成（令和4年度）

燃料種	排出量（t-CO ₂ ）	割合	主な施設
電気	5,451	64%	本庁舎・イングランドの丘
灯油	419	5%	火葬場・学校給食センター
A重油	1,578	19%	さんゆ〜館・ゆーぶる
液化石油ガス（LPG）	744	9%	ゆとりっくクアハウス
ガソリン	180	2%	中央リサイクルセンター
軽油	101	1%	サンプル
合計	8,437	100%	-

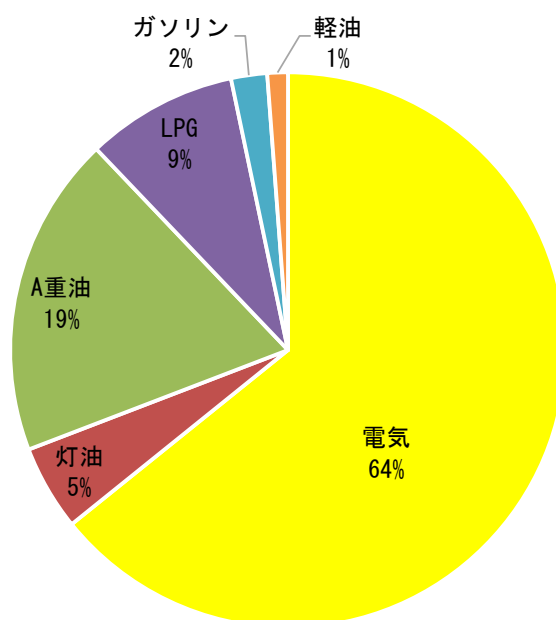


図 3-2 燃料種別の排出量内訳（令和4年度）

2.2 燃料使用量の推移

(1) 電気

電気使用量と電力会社別の排出係数の推移を以下に示します。電気使用量は平成 29 (2017) 年度から若干減少しており、令和 4 (2022) 年度における電気使用量は約 17,000 千 kWh となっています。また、各電力会社の排出係数も減少傾向にあり、特に電気使用量の多くを占めている関西電力株式会社の排出係数は令和 4 (2022) 年度には 0.299 となっています。

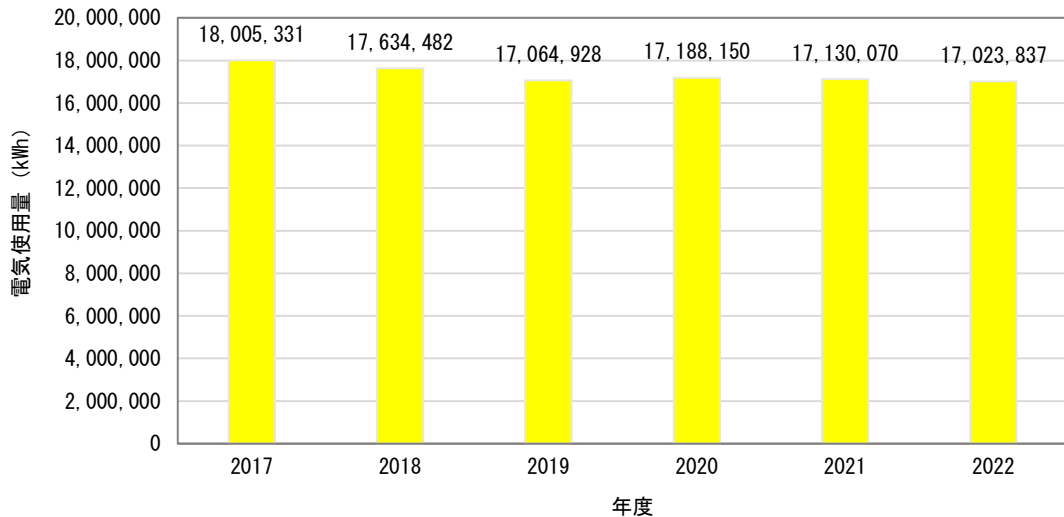
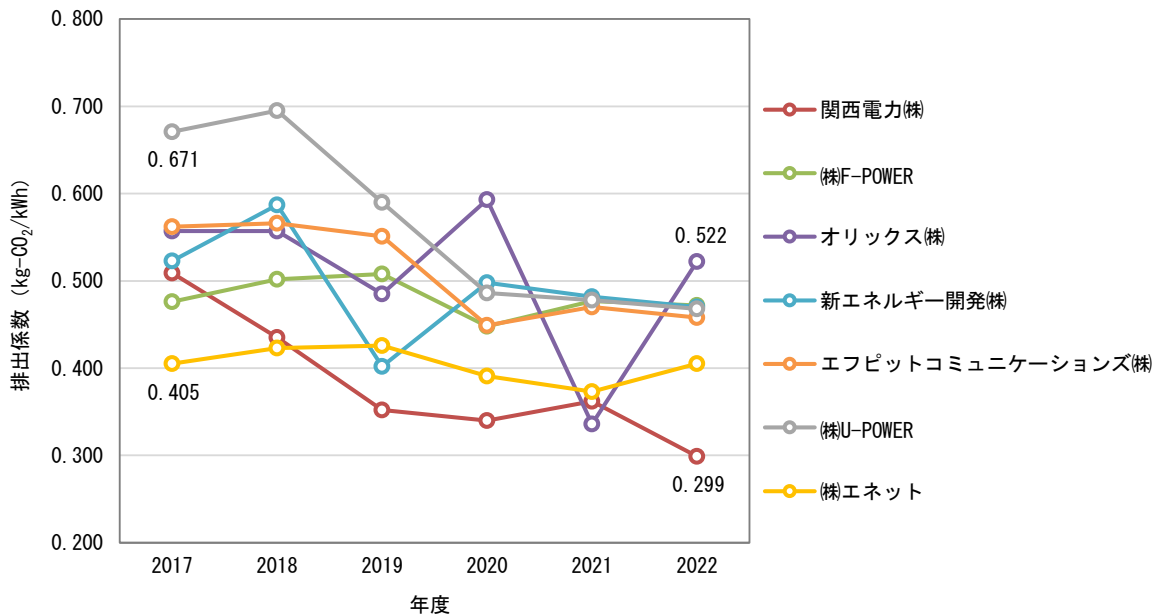


図 3-3 電気使用量の推移



出典：環境省「電気事業者別排出係数一覧」

※環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（p. 72）」に基づき、前年度の排出係数を示している。

図 3-4 排出係数の比較

電気の排出係数について

本市の事務事業に伴う電気使用量は減少している一方で、温室効果ガス削減の要因としては排出係数の減少の影響を大きく受けている状況にあります。令和4（2022）年度における温室効果ガスの要因別の削減量を図4-5に示します。排出係数の減少によって平成25（2013）年度比で35%削減しているのに対して、電気使用量の削減では7%削減に留まっています。

したがって、今後もより一層の電気使用量の削減が求められ、これにより温室効果ガス総排出量の削減にも大きく寄与できると考えられます。なお、電気使用量の削減につながる取り組みとしては表3-3に示す取り組みが挙げられます。

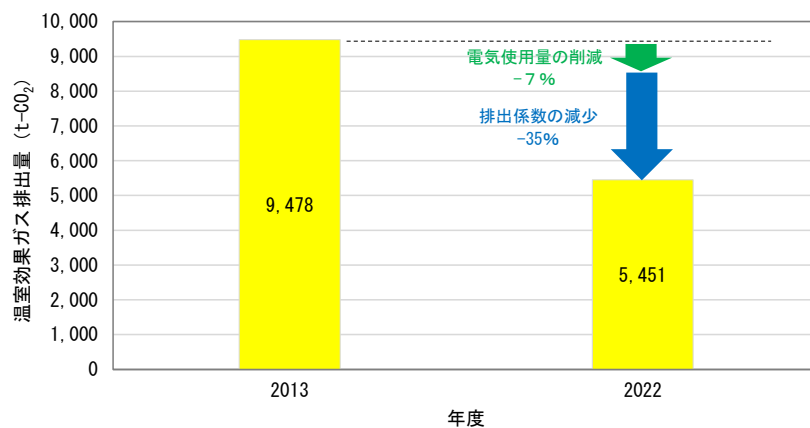


図4-5 温室効果ガスの要因別の削減量

表3-3 電気使用量の削減に関する取り組み

分類	電気使用量の削減に関する主な取り組み	例	本計画の該当頁
ソフト	空調、換気に関する取組	クールビズ・ウォームビズを実施する。	p. 17 p. 21
	照明に関する取組	会議室、廊下、トイレ等の不要な照明の消灯を徹底する。	p. 17 p. 21
	OA機器に関する取組	パソコンの電源管理を行う。	p. 17
ハード	省エネルギー機器への更新	LED照明等、省エネルギー機器・設備等へ更新する。	p. 23
	再生可能エネルギーの導入促進	太陽光発電システムを導入する。	p. 23

⇒取り組みの詳細は該当頁をチェック！

(2) 灯油

灯油使用量の推移を以下に示します。灯油使用量は平成 29（2017）年度から増加しており、令和 4（2022）年度における灯油使用量は約 168 千ℓとなっています。

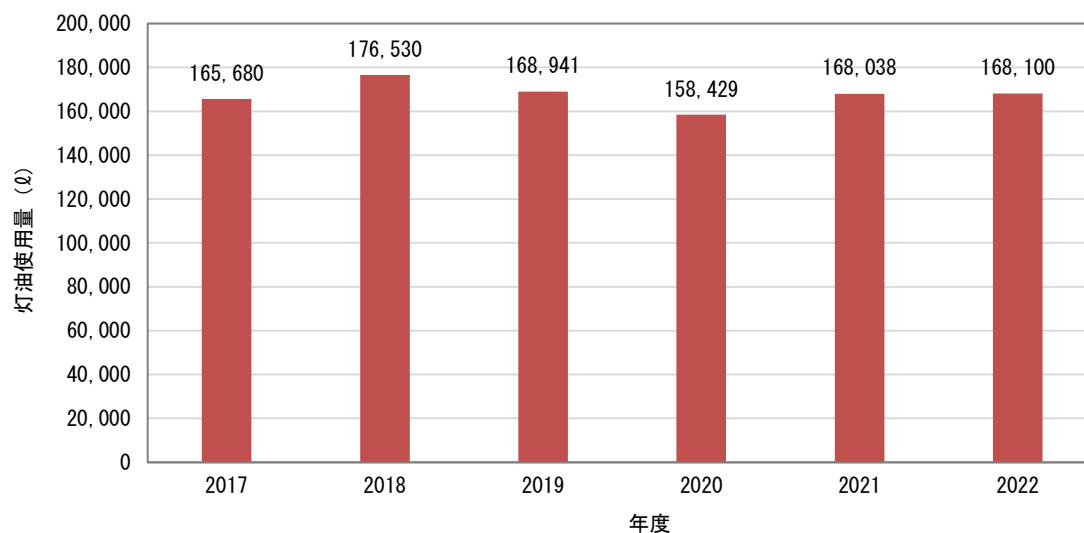


図 3-6 灯油使用量の推移

(3) A 重油

A 重油使用量の推移を以下に示します。A 重油使用量は平成 29（2017）年度から減少しており、令和 4（2022）年度における A 重油使用量は約 582 千ℓとなっています。本市では A 重油は電気に次いで温室効果ガス排出量が多く、特に温浴施設において消費されています。したがって、高効率ボイラ等の省エネ機器の導入や、施設の統合により燃料使用量を減らし、温室効果ガス排出量を削減することが求められています。

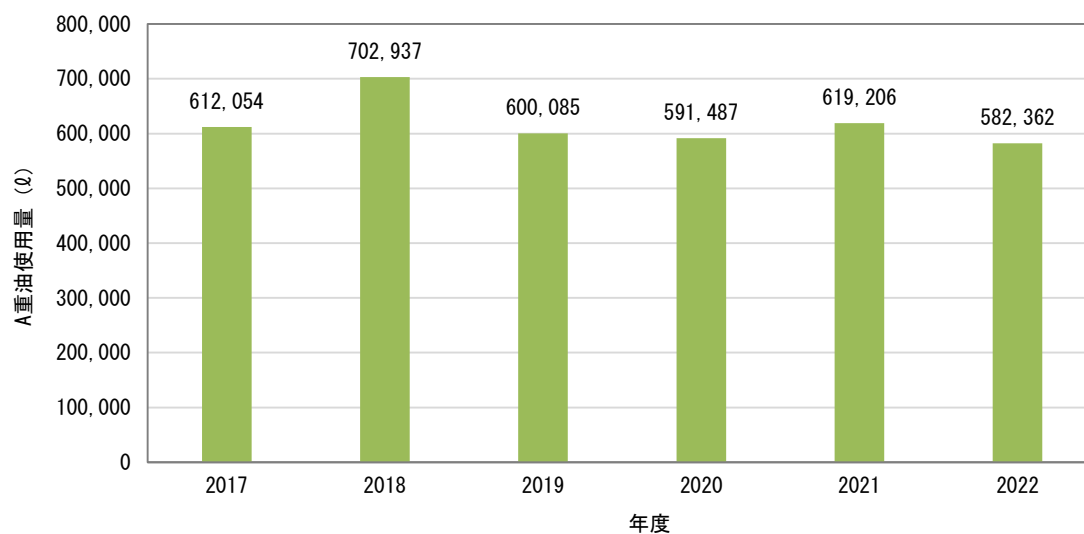


図 3-7 A重油使用量の推移

(4) LPG

LPG 使用量の推移を以下に示します。LPG 使用量は平成 29 (2017) 年度から増加しており、令和 4 (2022) 年度における LPG 使用量は約 125 千 m³ となっています。本市では LPG は 3 番目に温室効果ガス排出量が多いことから、高効率 LP ガス機器等の導入や施設の統合により燃料使用量を減らし、温室効果ガス排出量を削減することが求められています。

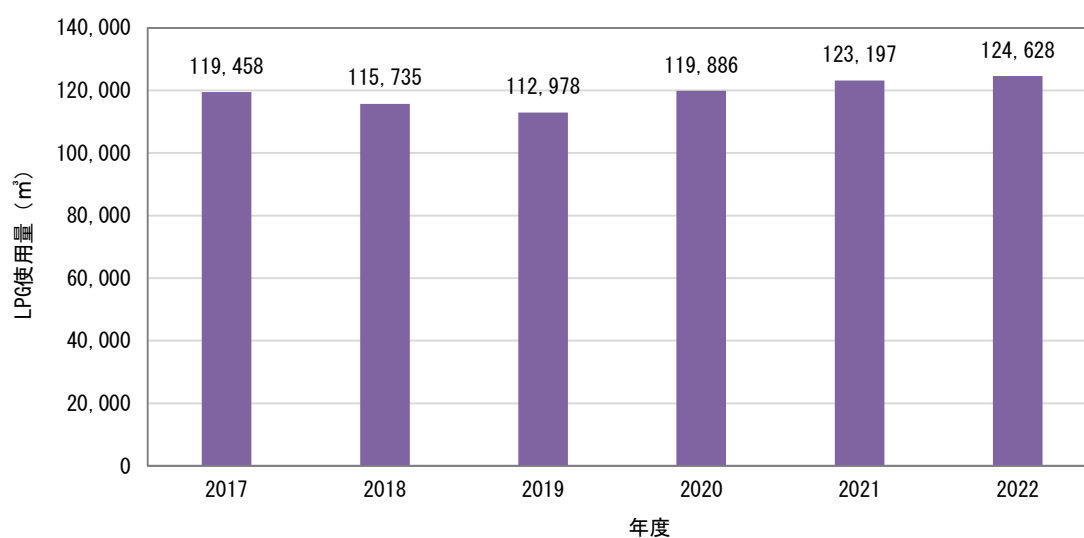


図 3-8 LPG使用量の推移

(5) ガソリン

ガソリン使用量の推移を以下に示します。ガソリン使用量は平成 29 (2017) 年度から減少しており、令和 4 (2022) 年度におけるガソリン使用量は約 78 千ℓとなっています。

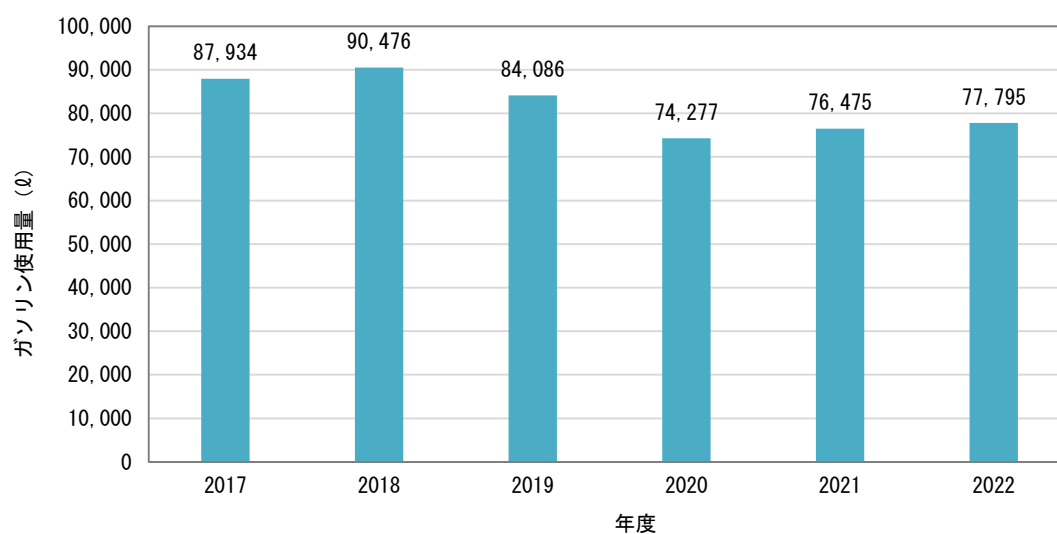


図 3-9 ガソリン使用量の推移

(6) 軽油

軽油使用量の推移を以下に示します。軽油使用量は平成 29（2017）年度から減少しており、令和 4（2022）年度における軽油使用量は約 39 千ℓとなっています。

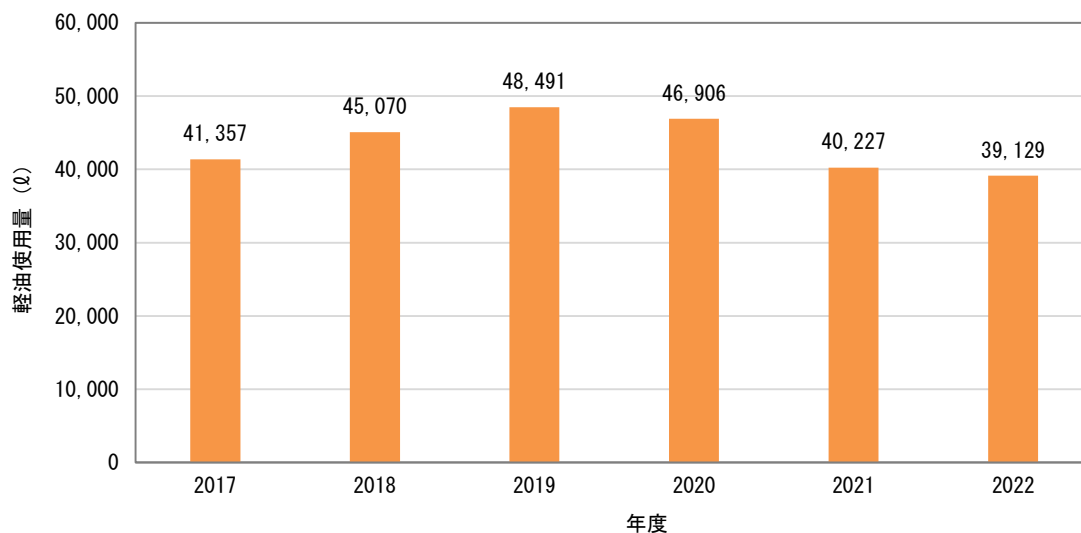


図 3-10 軽油使用量の推移

(7) 燃料別の比較

平成 29（2017）年度の使用量を 1.00 とした場合の各燃料の使用量の変化を以下に示します。最も燃料使用量の減少率が高いのはガソリンであり、令和 4（2022）年度には平成 29（2017）年度比で、0.80 となっています。また、最も燃料使用量の増加率が高いのは LPG であり、令和 4（2022）年度には平成 29（2017）年度比で、1.04 となっています。

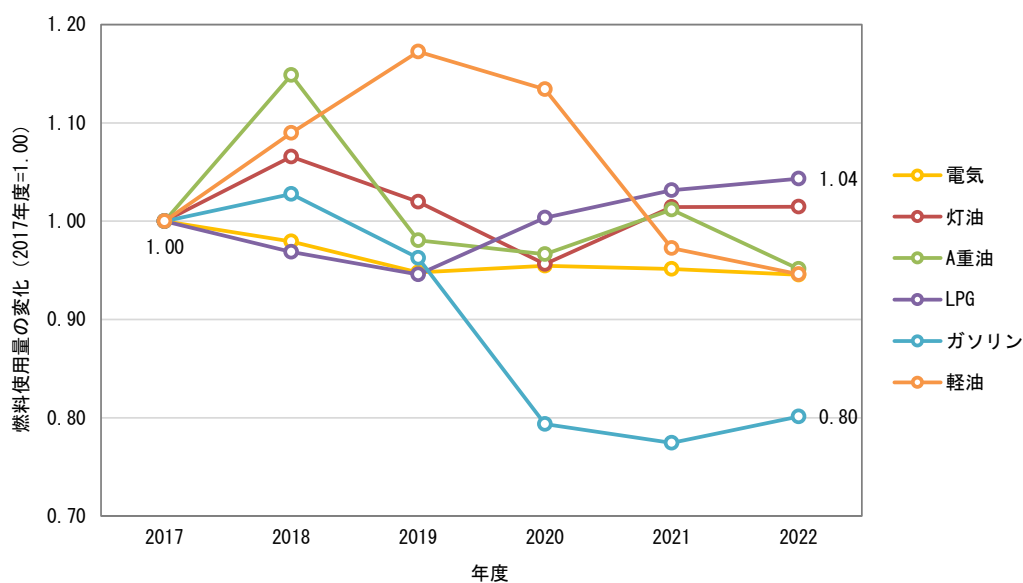


図 3-11 燃料使用量の比較

第4章 温室効果ガス削減目標

1 温室効果ガス削減目標

第5次計画における温室効果ガスの削減目標を表4-1に示します。第5次計画の計画目標は、国の政府実行計画や兵庫県の温室効果ガス削減目標を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを見据え、さらに野心的な目標として、令和12（2030）年度に温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で51%削減することを目指す目標としました。また、長期目標は、2050年にカーボンニュートラルを達成することとしました。

表4-1 温室効果ガス削減目標

年度	2013	2022	2030	2050
目標	基準年度	現状	計画目標	長期目標
排出量（t-CO ₂ ）	12,589	8,473	6,169	0
削減率	－	33%	51%	100%

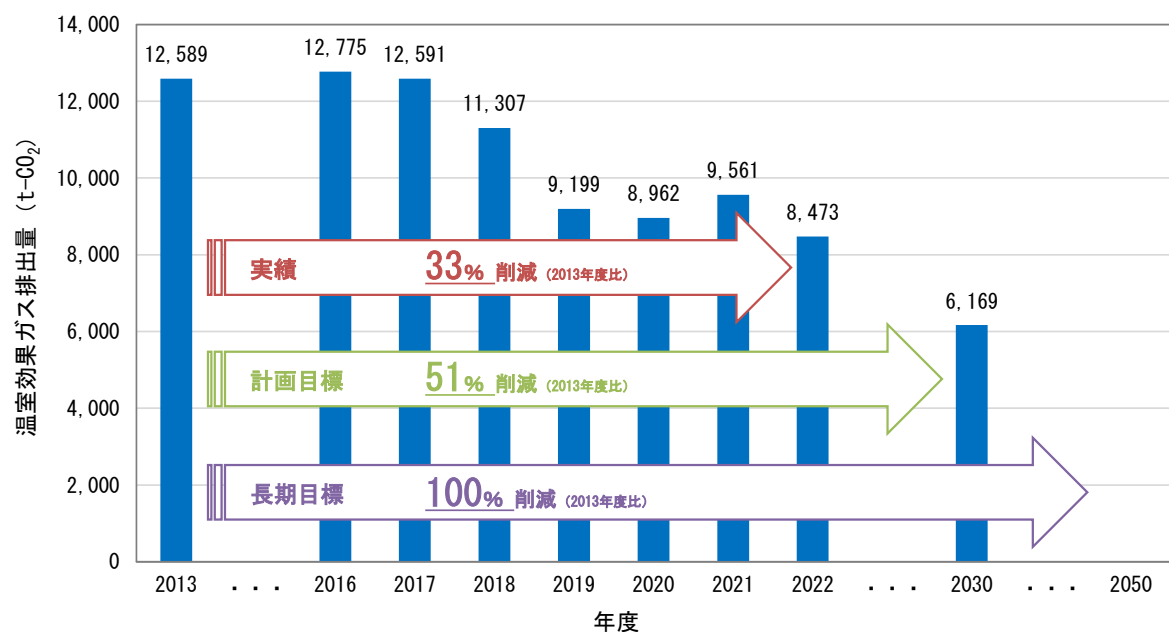


図4-1 温室効果ガス削減目標

2 対策の導入目標

前節で設定した令和 12（2030）年度における計画目標の達成に向けて、各対策の導入目標を以下に示します。これまでの取り組みを継続するとともに、太陽光発電の導入や公用車の EV 化等により、温室効果ガスの削減に向けてより一層進めてまいります。

表 4-2 対策の導入目標

対策	概要	導入量		CO ₂ 削減見込量 (2013 年度比)	
		現状	2030 年度目標		
太陽光発電の導入	公共施設の屋根等に太陽光発電設備を設置して利用する。	305 kW	960 kW	294 t-CO ₂	1,528 t-CO ₂
	公共施設の屋根等に PPA 事業で太陽光発電設備を設置する。	0 kW	225 kW	101 t-CO ₂	
公用車の EV 化	公用車の EV 化により、災害対策と併せて温室効果ガスの削減を図る。	6 台	55 台	72 t-CO ₂	
LED の導入	公共施設の照明を LED 化する。	20 施設	136 施設	951 t-CO ₂	
再エネ電力調達	CO ₂ フリー電気等を購入し、事務事業において使用する。	0 kWh	215,686 kWh	110 t-CO ₂	
これまでの取り組み継続等	電化等による燃料使用量の削減等に継続的に取り組む。 (人口減少による削減分含む)	—	—	4,892 t-CO ₂	

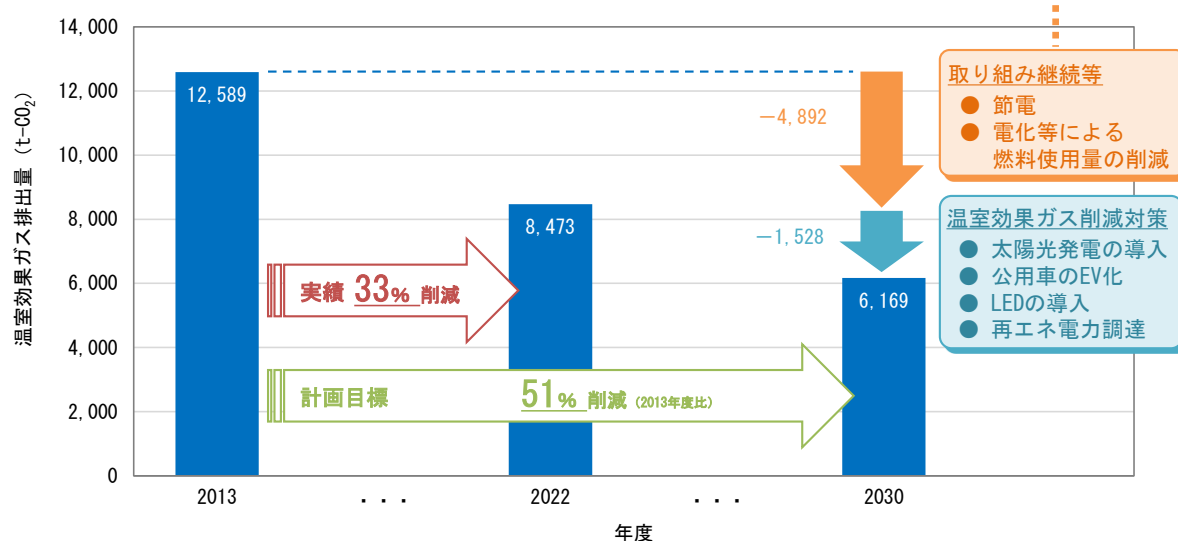


図 4-2 対策の導入イメージ

第5章 温室効果ガス排出量削減への取り組み

1 概要

温室効果ガスの削減に配慮した事務の執行について、前計画にて効果があった取り組みに p. 15 に記載の新たな取り組みを加え実践することで、温室効果ガス排出量の削減目標の達成を目指します。各取り組みの体系を図 5-1 に示します。

分類			概要	具体的取り組み
温室効果ガス排出量削減への取り組み	ソフト	職員	職員の節電や燃料の使用抑制など、日常業務における環境配慮活動を主体とした即効性が期待される取り組みとします。	(1) 空調、換気に関する取組 (2) 照明に関する取組 (3) OA機器に関する取組 (4) 公用車使用に関する取組 (5) その他の電気の使用に関する取組 (6) 省資源（用紙・水等）に関する取組 (7) ごみの廃棄・リサイクルに関する取組 (8) その他の取組
		施設管理者	施設の運用改善や設備・機器のメンテナンスなどをはじめとする、「設備・機器の保守・管理」、「設備・機器の運用改善」に関する取り組みとします。	(1) 空調、換気に関する取組 (2) 照明に関する取組 (3) 省資源に関する取組 (4) ごみの廃棄・リサイクルに関する取組 (5) 施設の運用改善に関する取組 (6) 公共工事における環境配慮に関する取組 (7) その他の取組
	ハード		省エネ設備や再エネ設備の導入など、設備更新等による取り組みとします。	(1) 省エネルギー機器への更新 (2) 再生可能エネルギーの導入促進 (3) 電動車の導入促進
	行政		温室効果ガス排出量の削減に貢献する制度を活用して、事業活動などによってどうしても削減が難しい排出量などを実質的に削減する取り組みとします。	(1) 電気事業者の選択 (2) グリーン購入の促進 (3) 環境配慮契約の促進 (4) カーボンオフセットの促進 (5) フロン法における簡易定期点検の実施の徹底 (6) エネルギーマネジメントシステムの率先的な導入
	その他		上記以外の取り組みとします。	(1) デコ活の促進 (2) 上下水道関連施設における処理量の低減 (3) コミュニティバス運行事業について (4) レジ袋削減の推進 (5) ごみの削減 (6) 環境美化対策の推進

図 5-1 取り組み体系

2 具体的取り組み

2.1 ソフト的取り組み【職員の取り組み】

(1) 空調、換気に関する取組

- 冷暖房温度の適温設定（冷房 28℃、暖房 20℃）の一層の徹底に努める。
- 暖房用の石油ストーブ、ガスストーブの適正温度設定（20℃）の徹底に努める。
- 断続的に使用する部屋（会議室等）の空調は、電源をこまめに切る。
- クールビズ・ウォームビズを実施する。
- エアコンと扇風機を併用し室内の温度ムラを解消する。
- 就業時間外や会議室の使用前後における空調の使用時間短縮化を図る。
- ブラインド・カーテンの活用により空調負荷を軽減する。
- 春や秋の穏やかな日には窓を開放し、自然風を取り入れる。
- 空調使用時は外気の侵入による空調効率低下を防止するため、ドアや窓を確実に閉める。
- 空調時の不要な換気を避ける。
- 就業時間内で、未使用部屋の冷暖房機器の電源は、オフにする。
- 空調の使用時は、空調設備の空気の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物を配置しない。
- トイレ、湯沸室、倉庫など常時利用しない部屋の換気扇は、必要時のみ使用する。

(2) 照明に関する取組

- 休憩時において来客のない事務所の消灯を徹底するとともに、時間外勤務等に際し不要な照明の消灯を徹底する。
- 使用していない部屋やエリア、日当たりのよいエリアなどは直ちに消灯する。
- 書庫、更衣室、会議室、廊下、トイレ等の不要な照明の消灯を徹底する。
- 照明エリアと照明スイッチの相関図をスイッチ付近に表示する。
- 屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯する。
- 照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する。
- 始業時間まで、照明を消灯しておく（ただし、窓口業務等接客部分のみ点灯）。

(3) OA 機器に関する取組

- パソコンの電源管理（低電力モードの活用や外勤時の電源 OFF など）を行う。
- パソコンモニターの輝度を業務に支障の無い範囲で下げる。
- OA 機器は、一定以上の時間使わない場合は電源を落とすよう努める。
- 所属の最終退庁者が、所属のパソコンやプリンターの電源が切れていることを確認する。

(4) 公用車使用に関する取組

- 給油時等にタイヤの空気圧をチェックする。
- 公用車の駐車時の不要なアイドリングの停止、急発進や急加速、空ぶかしを抑えるなど環境に配慮した運転方法を徹底する。
- 車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、常に車内整理に努める。
- 合理的な走行ルートを選択と経済速度による走行に努める。
- 外勤の際には乗り合わせて出掛ける。
- 近距離の移動には、徒歩や自転車の利用に努める。
- ガラスの霜取りはスクレーパや霜防止シートを活用する。
- 経済運転の指標として燃費を管理する（走行距離と給油量から推計）。
- 運行記録簿を整備する。
- 道路工事や渋滞に関する情報交換を行う。
- 早めのアクセルオフを心掛ける。
- メンテナンスを適切に行うことで車両の性能低下を防止する。
- カーエアコンについて、こまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛ける。
- リモート会議等の活用を推進し、公用車の利用を削減する。
- 出張時には、公共交通機関を優先的に利用する。
- 低公害車の公用車を利用した遠距離出張など、その利用頻度を高めるように努める。

(5) その他の電気の使用に関する取組

- 台車による荷物の運搬以外では、直近階や階下への移動は階段を利用する。
- 電気ポットは、退室時にコンセントのプラグを抜く。
- ノー残業デーを実施する。
- 夜間の巡視により空調・照明・換気などの消し忘れを防止する。
- 電気温水器・温水洗浄便座など温水機器の夜間モードを活用する。
- 温水洗浄便座などは季節に合わせて設定温度を調節する。
- 機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る。
- 電気ポットの保温設定はなるべく低く設定し、必要な湯量のみとする。

(6) 省資源（用紙・水等）に関する取組

- トイレ、洗面所での水の流しっぱなしをやめ、節水に努める。
- 公用車の洗車、食器洗い、清掃での水の流しっぱなしをやめ、節水に努める。
- 両面コピー・両面印刷を徹底し、用紙の使用量を削減する。
- コピー機使用後は設定をリセットし、ミスコピーを防止する。
- 必要最低限の部数をコピー・印刷する。
- 庁内資料は、ミスコピーの裏面利用等の有効利用を行う。
- ミスコピー紙を分別し、機密保持に留意して裏面利用と資源化利用を推進する。
- 会議資料等は、ワンペーパー化（規格統一）するように工夫する。
- 作成文書等は電子媒体による保存を心掛け、用紙の使用を極力避ける。
- 事務連絡等は回覧や電子メールを活用し、FAXや文書配布を削減する。
- タブレット、プロジェクター等の利用を推奨し、会議資料等の簡素化及びペーパーレス化に努める。
- 冊子、パンフレット等の印刷物は、古紙配合率がより高い再生紙を利用するとともに、その印刷物には再生紙を使用している旨または古紙配合率を明記する。
- 事務用紙、電算用連続紙についても古紙配合率のより高い再生紙を選択する。
- 用紙についてはA3・A4サイズによるA判への統一を原則とする。
- パソコンからプリントするときは、必ずプレビューで確認してから印刷を行う。
- 会議で配付する資料を入れるための封筒や窓口用封筒は、希望される場合にだけ渡す。
- 電子メールを積極的に活用し、ペーパーレス化を推進する。
- パソコンからのプリントアウトは最小限にとどめる。

(7) ごみの廃棄・リサイクルに関する取組

- インクジェットプリンターのインクカートリッジは業者回収を徹底する。
- 個人のごみは持ち帰る。
- 物品購入時は、納入業者への簡易包装と梱包品の引き取りを促す。
- 事務用紙、新聞紙、段ボール、書籍類、廃棄書類の分別回収を徹底し、雑がみ保管袋等を活用し、リサイクル率を高めるように努める。
- コピー機、プリンターの使用済みトナーカートリッジの回収とリサイクルを図る。
- 使い捨ての容器や製品の使用を見直し、詰め替え商品や繰り返し使える製品を使用する。
- 文書を破棄する際は、ファイル等の再利用に努める。
- 使用済み封筒は、宛名の貼付などにより、庁内連絡・理解を得られる相手先への送付に利用する。
- アルミ缶、スチール缶、飲料ビン等の分別回収を徹底するように努める。
- マイ箸、マイカップの持参により、割り箸、紙コップ等の使用を控える。
- 職員以外が参加する会議・講習会において可能な限り、封筒を配布しない。
- ポスター、カレンダー等の裏面をメモ用紙や名刺等に活用する。
- 使用していない筆記用具はストック置き場に戻す。
- 物品等は必要最小限の量を計画的に購入する。
- 備品等の故障時には修理に努め、安易に廃棄せず長期使用に努める。
- 使用していない物品は安易な破棄をせず、他の部署への転用等の再利用に努める。
- 文具等の購入に当たっては、エコマーク、グリーンマークなどの環境ラベリング製品を優先的に選択する。
- 資料、カタログ類は、必要なもの以外は受け取らないようにする。
- 啓発用品や記念品について、包装の簡素化を図る。

(8) その他の取組

- 職員全員を対象に、環境に関する研修を積極的に実施する。
- 職員が研修や環境に関するシンポジウム等に積極的に参加できるように努める。
- 幹部職員、管理職が率先して行い、全庁的な取組へと発展させて行く。
- 職場単位で省エネ、地球温暖化防止への取組テーマを提案・実施する。

2.2 ソフト的取り組み【施設管理者の取り組み】

(1) 空調、換気に関する取組

- 施設の閉館時間の 30 分～1 時間前に空調の熱源を切る（送風のみとする）。
- 春、秋の穏やかな日には、出来る限り自動ドアを開放する。
- 冷房期間中、すだれなどを利用し空調室外機への日光の直射を防止する。
- 室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする。
- 緑のカーテン、遮蔽シート等で日射・遮蔽を行う。
- エアコンのフィルターを定期的に掃除する。

(2) 照明に関する取組

- 照明機器の反射板などの清掃を定期的実施する。
- 照度に応じて照明を間引く（二灯並列型蛍光灯等）。

(3) 省資源に関する取組

- 節水コマを設置する。
- 水漏れの点検を実施する。
- 水道水圧の調整により節水に努める。
- 毎月のエネルギー使用量を記入するシートを作成するなど、毎月のエネルギー使用量の「見える化」を行う。
- 施設利用者に節水を呼び掛ける。

(4) ごみの廃棄・リサイクルに関する取組

- 雑がみ保管袋等を活用し、雑がみ（名刺サイズより大きな紙）の資源回収化を推進する。
- 用紙類の処理に関する判断基準を設け、リサイクル率の向上を図る。
- フリーマーケットの開催。
- リサイクル情報の広報。
- マイバッグ運動の推進。
- 原則、課室内の屑かごを廃止し、分別ボックス（袋）のみとする。
- シュレッダーの使用は機密文書の処理に限り、各課における適切な書類管理の上、機密文書のリサイクルを推進する。
- フロンが使用されているエアコン、冷蔵庫の廃棄及び公用車の廃棄の際には、フロンの回収・処理を適正に行う。

(5) 施設の運用改善に関する取組

- 空調機器の運用マニュアルを作成・統一する。

(6) 公共工事における環境配慮に関する取組

- 基本構想や基本計画・基本設計などから環境への負担の少ない事業推進を図る。
- 環境に配慮した工事標準仕様書などを作成する。
- リサイクル建材を積極的に使用する。
- 施設緑化（建物緑化、敷地内緑化など）を推進し、緑化率を高める。
- 雨水の貯留浸透施設を利用した水循環設備を導入する。
- 施設の老朽化などに伴う再整備の際には、環境にやさしいエネルギー機器・省エネルギー機器の導入を検討する。

(7) その他の取組

- 自動販売機の設置台数の見直しや、省エネ型への転換を設置者に要請する。
- 冷蔵庫、テレビ等の電気製品の使用台数の合理化を図る。
- 照明機器、OA 機器、空調機器等の更新や新規購入、リースに当たっては、国際エネルギースターロゴ認定などのエネルギー性に優れた機器を導入する。
- 電気使用のピークカット及び電気使用量の削減を図るため、デマンド監視装置等を設置する。（デマンド監視装置がある場合）デマンド警報発令時の対処方法を事前に決める。
- ボイラ等エネルギー供給機器の適正な運転管理を図る。

2.3 ハード的取り組み

(1) 省エネルギー機器への更新

高効率エアコンや高効率ボイラ、高効率 LP ガス機器や LED 照明等、エネルギー効率が
高く、エネルギー消費を低く抑えることができる機器をはじめ、自動調光システムや人感照明セ
ンサ等必要な時に必要最小限のエネルギーを使うように制御する機器、その他、窓からの熱の
出入りを抑制し冷暖房にかかるエネルギーを抑えることができる断熱フィルムの施工等、省エ
ネルギーのためのさまざまな機器・設備等が製品化されています。

温室効果ガス排出量を継続的かつ効率的に削減するため、設備・機器導入の際には、環境省
の定める LD-Tech 認定製品、BAT（利用可能な最善の手法）、トップランナー基準、省エネラベ
リング制度など、省エネ性能・環境性能の高い設備機器・技術などに倣い、より高度な技術の
導入を図ります。

今後、省エネ診断や ESCO 事業の設計等の FS 調査（フィジビリティスタディ、実現可能性調
査）により省エネ機器・設備の導入を積極的に検討し、効果的と判断した事業から順次更新を
進めることで、省エネルギー化及び温室効果ガス排出量の削減を図るものとします。

(2) 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光発電システムは、再生可能エネルギーへの転換による温室効果ガス排出量の削減はも
とより、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与します。

南あわじ市では、本庁舎及び福良小学校に太陽光発電、阿万小学校に太陽光発電及び蓄電池
を導入しているほか、既に太陽光発電を導入している施設もあります。今後も公共施設への太
陽光発電システムの導入を積極的に検討・実施するものとします。特に、設備導入のイニシヤ
ルコストやメンテナンスコストの費用負担のない PPA 事業（p. 24 参照）を活用しつつ、太陽光
発電の導入を推進していきます。

なお、玉ねぎ残渣や下水汚泥等地域資源バイオマスを有効活用する資源循環産業体系の構築
を目指しており、その中でバイオガス発電等再生可能エネルギーの導入を検討します。

(3) 電動車の導入促進

南あわじ市では、公共交通の利便性等の問題により、業務上、公用車で移動が必要です。

南あわじ市では、現在、電気自動車を導入している施設もあり、今後も、公用車の車両更新
時には環境に配慮した電動車（電気自動車、ハイブリッド車、低燃費かつ低排出ガス車等）へ
の転換を検討します。これにより、電動車を災害時の非常用電源として活用しつつ温室効果ガ
スの削減を図ります。

PPA事業とは

PPA（Power Purchase Agreement）事業とは、太陽光発電設備を自己所有ではなく、事業者が発電設備を設置・所有・管理する第三者所有モデルで導入する場合の事業方式の一種です。公共施設の屋根や公有地に事業者（第三者）が太陽光発電設備を設置し、自治体は使用量に応じた電気料金を支払って、発電した電力を一般の電力系統を介さずに、直接使用することを指します。

メリット	デメリット
✓ 初期費用が不要のため、短期間に多くの設備導入が可能である ✓ メンテナンスの手間や費用の削減が可能である	✓ 使用電力量や設置面積に一定の条件が求められる ✓ 自己所有に比べ、費用対効果が低くなる可能性がある

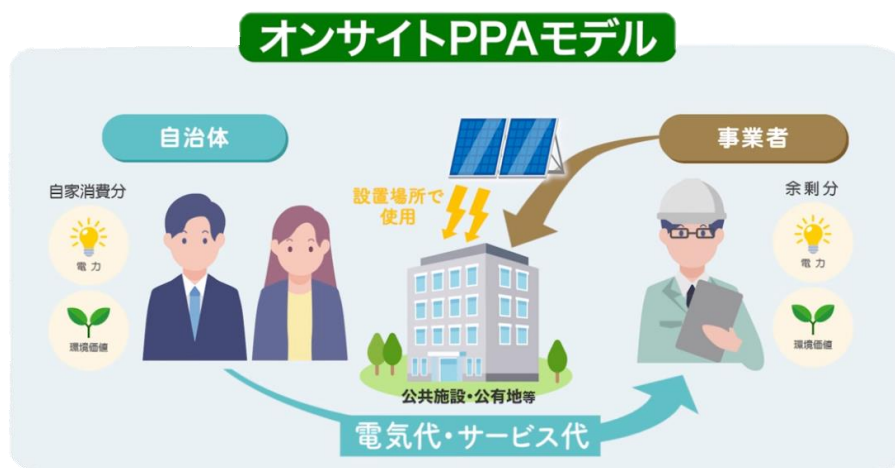


図 4-2 PPA事業のイメージ

▼PPA 事業に関する詳しい説明は以下をチェック！！

環境省公共施設への再エネ導入～第三者所有モデルの活用～

<https://youtu.be/h5xGDNh8r00>

2.4 行政としての取り組み

(1) 電気事業者の選択

電力小売自由化に伴い、国のエネルギー政策及び電気事業者（一般電気事業者や PPS（特定規模電気事業者））の動向（CO₂ 排出原単位、単価、契約内容等）に配慮し、最適な電力購入先を選定します。

(2) グリーン購入の促進

環境負荷の少ない製品や原材料の購入について、環境物品等及びその調達目標を定めた方針を策定し、グリーン購入を実施します。

(3) 環境配慮契約の促進

電気や自動車等の温室効果ガス等の排出の削減に配慮する契約の種類を定めた方針を策定し、環境配慮契約を実施します。

(4) カーボンオフセットの促進

カーボンオフセットにより、自らの活動で排出した温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な部分について、他の場所で実現した排出削減や吸収活動等とオフセットすることで、温室効果ガス排出削減に努めます。また、削減分を他の地域の排出量とオフセットすることで、他地域での温室効果ガス排出削減に貢献します。

(5) フロン法における簡易定期点検の実施の徹底

2000 年代以降、冷凍空調機器の冷媒として用いられるフロン類について、特定フロンから代替フロンへの転換が進む中、冷媒としての市中ストックが増加傾向にあることから、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 27 年 4 月施行）」に基づき、機器の定期的な点検、点検内容の記録・保管が義務付けられました。また、定期点検によるフロン類の漏洩防止、漏洩量の年次報告が必要となっています。フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法の普及啓発や業務用冷凍空調機器の管理者等に対する冷媒管理に関する助言等を行います。

(6) エネルギーマネジメントシステムの率先的な導入

BEMS（ビルのエネルギー管理システム）やデマンド監視装置を導入することで、照明や空調などオフィスビルなどで使用する、エネルギー機器・設備の運転やエネルギー使用状況を監視・管理します。ビルで使用するエネルギーを「見える化」し、熱や空調などビルのエネルギー使用量を把握して適正に管理することで、省エネ促進やエネルギー利用効率化による温室効果ガス排出削減につながります。

2.5 その他の取り組み

(1) デコ活の促進

国は 2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度温室効果ガス削減目標として 2013 年度比で 46%削減するという目標を掲げ、その達成に向けて、政府だけでなく、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活」を展開すると発表しました。そうしたことから、南あわじ市をはじめ市民・事業者においても、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」といった温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すことで、地域での温室効果ガス排出削減に貢献します。

(2) 上下水道関連施設における処理量の低減

上下水道関連施設など市民サービス事業に関わる施設の中には、施設の稼働率の変化が温室効果ガスの排出に直接的に影響する場合があるため、温室効果ガス削減対策として市民・事業者に対して節水の意義を呼び掛けるなど、行政と市民・事業者の連携が望まれます。

(3) コミュニティバス運行事業について

地域の特性や利用者のニーズを踏まえ、各路線の乗り継ぎ待ち時間の短縮やバス停留所の増設など利便性の向上に努め、自家用車から公共交通への利用転換を促すことにより、輸送量あたりの温室効果ガス排出削減に貢献します。

(4) レジ袋削減の推進

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導を行います。

(5) ごみの削減

a) ごみ減量化機器設置補助事業

ごみ減量容器（生ごみ堆肥化容器）、電動式生ごみ処理機の購入に対し補助金を交付し、家庭から排出される生ごみを堆肥化することで、焼却ごみを減らし、温室効果ガスの排出を削減します。

b) 分別収集の促進

南あわじ市分別収集計画に基づいて、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを行い、廃棄物等の排出抑制、資源化を促進します。

(6) 環境美化対策の推進

南あわじ市では、環境美化対策推進事業として、緑地の保全及び緑化活動を行っている団体を助成し、花と緑の美しい町づくりを目指します。

3 新たな取り組みの推進に向けて

本計画で掲げた取り組みを実行しつつ、今後の新たな取り組みを検討していくため、脱炭素化・再生可能エネルギーに関する技術動向や導入事例を整理しました。今後はこれらの技術についても動向を注視しつつ、本市の事務事業に適用することで高い効果が得られるものについては適宜導入を検討していきます。

3.1 他自治体における再生可能エネルギーの導入事例

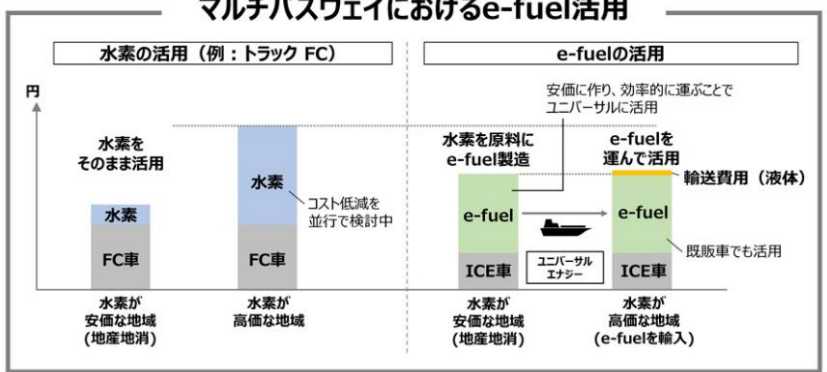
他自治体における再生可能エネルギーの導入事例を表 4-1 に整理しました。

表 4-1 他自治体の再エネ導入事例

自治体	北海道石狩市厚田区
取り組み	市民風力発電事業
概要	日本初の市民風車を建設した「株式会社市民風力発電」が中心となり運営しています。FIT 制度による事業収益の一部は、市の森づくりや環境関連の取り組みに活用されています。さらに、市民ファンドの利益の一部が、厚田区の活性化のための取り組みに活用されています。
自治体	青森県黒石市
取り組み	既設砂防堰堤を利用した小水力発電事業
概要	地域の自立や CO ₂ 削減に向け、八甲田山系の豊富な水資源を基に、砂防堰堤を利用した小水力発電事業に取り組んでいます。これにより雇用創出や発電施設による固定資産税収入の増加、見学者による飲食・宿泊等の増加につながっています。
自治体	熊本県熊本市
取り組み	廃棄物処理の余剰エネルギー活用
概要	市内のごみ焼却施設における発電設備から、市施設（約 170 施設）に対して電力供給を行う自立分散型エネルギーシステムを構築しています。これにより、年間 1.6 億円の電力料金の削減につながり、この削減額の一部を活用して ZEH・EV 等の再エネ補助事業を進めています。

3.2 脱炭素化・再生可能エネルギーに関する最新動向・事例

近年の脱炭素化・再生可能エネルギーに関する動向をもとに、将来的に活用拡大が期待される主な技術について以下に整理しました。これらは、すでに社会実装されているものもありますが、開発段階の技術もあることから今後さらに拡大させることで、脱炭素化の実現に寄与することが期待されます。

技術	種類	合成燃料
	概要	合成燃料とは二酸化炭素と水素を合成して製造される燃料である。原料となる二酸化炭素は、発電所や工場などから排出されたものを利用している。
	脱炭素化への貢献	二酸化炭素を基に製造されることから、この削減に寄与し、また他の燃料の代替エネルギーとして活用することでさらなる脱炭素化につながる。
	課題	製造技術が未成熟であり、現状では高度な技術や施設が必要となることから、製造コストが高くなる。
事例	主体	トヨタ自動車株式会社
	概要	回収した二酸化炭素と再エネ由来の水素でつくった合成燃料「e-fuel」について、化石燃料の代替エネルギーとしての活用することを目指している。  図は「マルチパスウェイにおけるe-fuel活用」を示しています。左側「水素の活用（例：トラック FC）」では、水素が安価な地域（地産地消）でFC車にそのまま活用される場合と、水素が高価な地域でFC車に活用される場合（コスト低減を並行で検討中）を示しています。右側「e-fuelの活用」では、水素を原料にe-fuelを製造し、ICE車に活用する「ユニバーサルエナジー」モデルと、e-fuelを高価な地域（e-fuelを輸入）でICE車に活用するモデルを示しています。e-fuelの活用は、安価に作り、効率的に運ぶことでユニバーサルに活用でき、輸送費用（液体）がかかるとされています。既存車でも活用可能と示されています。 出典：トヨタ自動車株式会社HP

技術	種類	亜臨界水処理技術
	概要	可燃ゴミなどの有機物を低分子化合物に分解し、粉状のエネルギー原料を生成する技術である。
	脱炭素化への貢献	生成されたエネルギー原料は再利用することが可能であり、既存の焼却炉のように有害物質を発生させないため、環境に優しい。
	課題	技術の導入に多くのコストを要することから、一般企業への普及が少ない状況である。
事例	主体	東京電力エナジーパートナー株式会社
	概要	循環型社会の形成に向け、オフィスビルより排出・焼却処理されている有機性廃棄物を燃料化する実証実験を実施した。 これまで「焼却」されていたゴミ 亜臨界水処理装置 200℃ 20MPa 水分子 燃料の元（原料）となる 低分子化有機物の生成 出典：東京電力エナジーパートナー株式会社HP

技術	種類	ペロブスカイト太陽電池
	概要	軽量で柔軟性を有する次世代型太陽電池であり、塗布や印刷技術で量産できることから低コスト化などが期待されている。
	脱炭素化への貢献	再生可能エネルギーとして発電した電力を活用することで、化石燃料の削減につながり、脱炭素化に寄与する。
	課題	外的要因によって劣化しやすい有機物を使用しており、湿度や温度の変化によってエネルギー変換効率や寿命が低下する可能性がある。
事例	主体	積水化学工業株式会社
	概要	フィルム型ペロブスカイト太陽電池を建物外壁に設置し、発電効率や塩害への耐久性を検証する実証実験を国内で初めて実施している。 出典：積水化学工業株式会社HP

技術	種類	MaaS
	概要	複数の交通手段を利用する際の移動ルートを最適化し、予約・運賃の支払いを一括で行えるサービスである。
	脱炭素化への貢献	交通手段の多様化により、自家用車の利用率が下がり渋滞の緩和等にもつながることから排気ガスの削減につながる。
	課題	子供や高齢者を含めた利用者全員のデジタルへの対応や柔軟な運賃設定等が困難である。
事例	主体	大阪市高速電気軌道株式会社（ほか6社）
	概要	関西に主要路線を持つ鉄道7社が共同し、複数の交通手段の検索や関西の観光情報を検索できるアプリ「KANSAI MaaS」を国内で初めてリリースした。  関西の交通事業者連携によるおでかけ応援アプリ ルート検索からスポット情報まで 関西2府5県のおでかけをもっと楽しく、スマートに！ 最適ルートを検索 沿線人気スポット情報 モデルコースをご提案 アプリで決済 出典：大阪市高速電気軌道株式会社HP

技術	種類	自動運転
	概要	乗り物や移動体の操縦を人の手によらず、機械が自立的に行うシステムを指し、タクシーやバス等への導入に向けて実証実験が行われている。
	脱炭素化への貢献	運転手が不要となるため車両を小型化でき、運輸におけるエネルギー使用量の削減や温室効果ガス排出量の削減につながる。
	課題	事故責任等に関する法整備やサイバー攻撃への対応、製造コストなど導入に向けて様々な課題が挙げられている。
事例	主体	茨城県境町
	概要	自動運転バスを導入し、自治体で初めて公道で定時・定路線での運行を開始した。往復約8kmのルートを1日4便体制で運行している。  出典：境町HP

第6章 実行計画の推進

1 推進体制

本計画は南あわじ市の行政事務事業から排出される温室効果ガスの削減計画であることから、市職員の自主性による取組に加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められます。

本計画を総合的かつ機能的に推進していくため、南あわじ市カーボン・マネジメント推進委員会を設置し、より効果的で波及性の高い体制の構築を目指します。

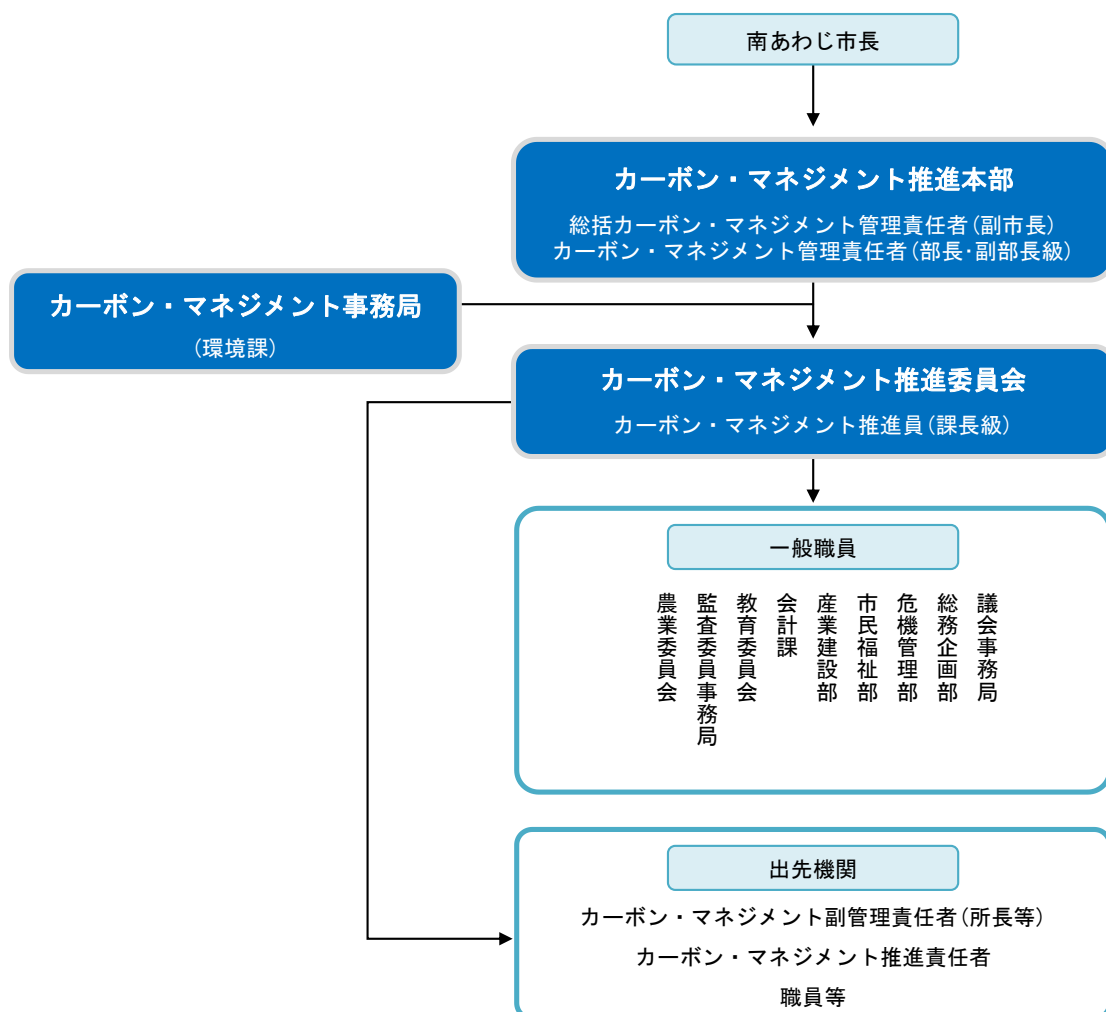


図 6-1 南あわじ市カーボン・マネジメント体制

各組織の主たる役割は表 6-1 のとおりです。

表 6-1 各組織の主たる役割

組織	役割
市長	● カーボン・マネジメント体制の総指揮を執ります。 ● カーボン・マネジメント推進本部 ● 総括カーボン・マネジメント管理責任者を副市長とします。 ● 計画の策定、目標の設定、取組状況結果の評価を行います。 ● 評価の結果に基づき、取組目標や内容の改善など実行計画の見直し等の指示を行います。
カーボン・マネジメント 推進委員会	● 推進委員を課長級の職員とします。 ● 計画案の策定、目標の検討を行います。 ● 推進本部の指示に基づき、見直し案の検討を行います。
カーボン・マネジメント 事務局	● 事務局は環境課とします。 ● 推進本部、推進責任者と連携調整を図り、目標の達成に向けて取組を推進します。

第7章 計画の点検体制

1 概要

「事務局」は、「カーボン・マネジメント推進委員会」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「カーボン・マネジメント推進本部」において年1回の点検評価を行います。点検評価は、PDCAサイクルを基本とした継続的改善システムによって行います。

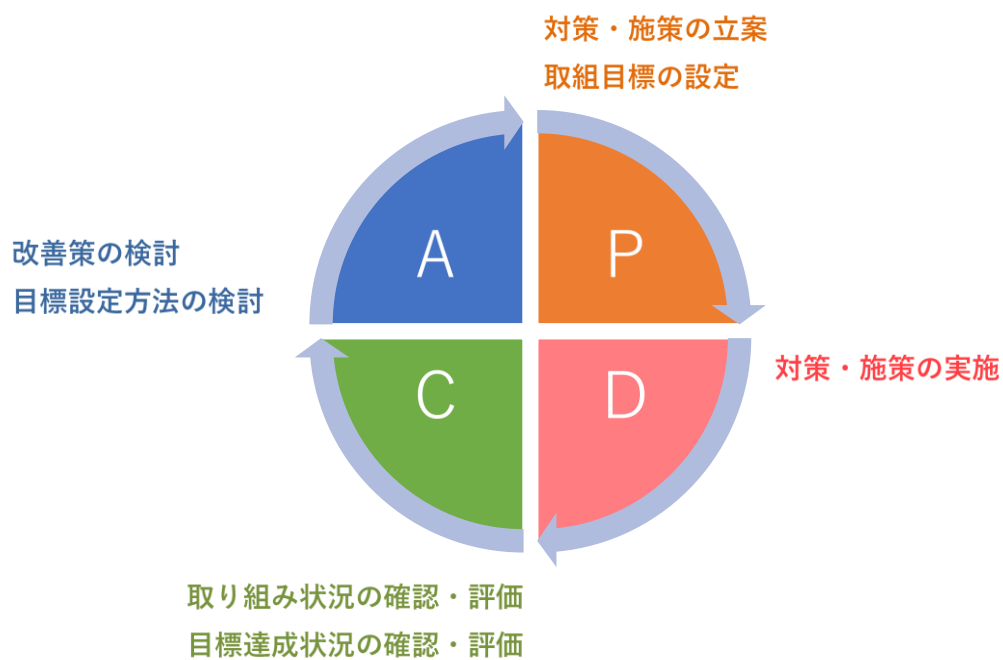


図 7-1 PDCAサイクル（環境マネジメントシステム）

表 7-1 PDCAの説明

項目	説明
Plan (計画)	カーボン・マネジメント推進本部は、カーボン・マネジメントを含む地球温暖化対策の推進に関わる対策・施策の決定、目標の設定、取組状況結果の評価を行います。
Do (実行)	カーボン・マネジメント推進員は、目標の実現に向けた取組を推進し、実行します。また、エネルギー使用量の大きい施設等では、各施設の管理標準に基づき、運転制御や点検等を徹底することで、省エネ・省資源の取組を推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。 取組の実行に際しては、目標や取組の意義等について、カーボン・マネジメント推進委員会と事務局は連携し、全職員に周知します。また、意識の高揚に向けた啓発を継続的に実施します。
Check (点検・評価)	事務局は、取組の状況やエネルギーの消費状況等を定期的に点検・評価し、事務事業の現状を把握するとともに、課題を抽出します。また、課題の解決に向けた対策等を検討します。
Action (見直し)	カーボン・マネジメント推進本部は、事務局及びカーボン・マネジメント推進委員会からのエネルギー使用量をはじめとする活動状況、温室効果ガス排出状況、省エネルギー化や温室効果ガス削減措置に関する取組状況調査結果の報告を基に、必要に応じて措置を見直すものとします。特に、取組状況とエネルギー使用量または温室効果ガス排出量の増減状況に矛盾があるような場合、措置そのものの見直しの検討について、事務局に指示します。

2 計画の管理手法

実行計画期間中は、年度ごとに調査対象範囲の温室効果ガス排出状況調査及び職員の取組実施状況調査を行います。また、排出状況の実態把握及び取組実施状況と共に、実行計画における温室効果ガス削減目標について、その達成状況等を確認し、次年度により効果的な取組を図るための施策等について検討します。

なお、地球温暖化防止を取巻く社会情勢や実行計画の運用管理の状況、評価・点検結果等を考慮し、必要に応じて取組内容の改善など実行計画の見直しを行うものとします。

3 職員に対する研修

推進計画に掲げた取組は、個々の職員が実施するものであり、計画の推進には、職員一人ひとりが地球温暖化の現状や本計画の趣旨・内容を理解し、毎年度の取組状況を踏まえて取組の在り方を見直す事が求められます。

本市では環境に関する研修を計画的に実施するとともに、庁内 LAN 等の活用により地球温暖化対策等に関する情報を積極的に提供し、地球温暖化防止に向けた、より幅広い取組を促進するものとします。

なお研修内容は、地球温暖化関連情報、計画の内容及び進捗状況、推進体制と役割、省エネルギーや温室効果ガス削減措置等に関する研修を行うものとします。

4 計画進捗状況の公表

本計画は、南あわじ市の行政事務・事業の温室効果ガス排出削減を目指すと共に、市民や事業者に対する行政の率先行動として位置付けられます。また、本計画及び計画の運用状況の公表は、市民や事業者に対する温室効果ガス削減への取組の波及や意識啓発を図るだけでなく、行政が地域に対して温室効果ガス削減への取組を宣言することで、職員自らの行動を律するものと期待されます。

事務局は、毎年度、本計画の運用状況等について広報紙及びホームページ等を通じて市内外に公表することで、行政の取組について市民の理解を得ると共に、南あわじ市が一丸となった地球温暖化対策に発展させることを目指します。

